

月刊 圓一フォーラム

EN-ICHI FORUM

5

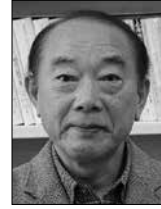
2021 no.366

政策オピニオン 長崎大学准教授 池谷和子

子供の福祉を保障する「婚姻制度」と家族支援



父親の育児休業 —子育て環境改善のために



愛知教育大学名誉教授／埼玉学園大学特任教授 博士(教育学) 尾形和男

我が国では男性の育児参加が求められているが、男性の育児休業取得推進のために「パパ・ママ育児プラス」「パパ休暇制度」をはじめとして育児休業中の経済的支援や労働時間などの諸制度が設定されている。このような背景の中、ユニセフの発表では日本の男性の取得可能な育児休業時間の長さは調査対象41か国中で1位とされている^①。

しかしながら、現実には諸制度が有効に活用されているとは言えない。男性の家事・育児参画度は低く、特に育児休業取得率では男女間に大きな差がある。具体的には男女それぞれ平成29年度5・14%と83・2%、平成30年度6・16%と82・2%、令和元年度7・48%と83・0%であり、男性は少しずつ上昇傾向にあるもののその差は依然として大きい^②。

これに関連して、連合調べ^③によれば、男性の育児休業取得日数は1か月以内が80・6%と出産直後の短期間に集中している。また、育児のための育児休業制度の利用を希望していたが取得できなかった男性が約3割もいるとの指摘もある。さらに「パパ・ママ育児プラス」の利用率も低い(男性3・0%、女性1・9%)ことも指摘されており^④育児休業制度が男性に有効に活用されていない。その原因として男性の労働時間の長さに加え、代替要員の不足、職場内の取得しづらい雰囲気など会社の対応の問題、一方ではパパ休暇制度の認知の低さ(30・1%)など利用者への周知のあり方や利用者への関心の低

さも影響していることが指摘できる^⑤。

このような問題を受けて、令和4年の改定に向けた育児休業関連の対策が現在国会で審議中である。主な内容は①男性の育児休業取得促進のための子どもの出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、②育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、③育児休業の分割取得、④育児休業の取得の状況の公表の義務付け、などである^⑥。しかし③の分割は2回取得可能であるが、将来的には取得回数をよりきめ細かく増やし夫婦揃って仕事と子育てが両立しやすい環境づくりが更に求められる。また、④では常時雇用する労働者が1千人以上の事業主に対するものであり、より多くの事業主に拡大することも求められる。

子育ては夫婦の共同による作業であり、子育ての家庭環境形成を基盤として子どもの精神的発達を大きく左右する。今後、更なる柔軟な改革に基づき男女共同の子育てが進行することが望まれる。

参考文献

- (1) UNICEF 2019 Are the world's richest countries family friendly? Policy in the OECD and EU.
- (2) 厚生労働省 2020 「令和元年度雇用均等基本調査」の結果概要
- (3) 連合 2020 男性の育児等家庭責任に関する意識調査 2020
- (4) 厚生労働省 2016 「平成27年度雇用均等基本調査」の結果概要
- (5) 厚生労働省 2021 「育児休業、介護休業等労働又は家族介護を行う者及び介護保険法の改正に関する法律案(令和3年2月26日提出)」